

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

NO.	質 問	回 答
1	現経営者からの引継ぎについて 現経営者の営業終了予定日と、商品等の棚卸し方法・日程をご教示ください。	現在の運営者の営業終了日は未定です。商品等の棚卸しの方法・日程については、現在の運営者と調整の上、決定する予定です。
2	営業開始日について 引継ぎや開店準備のため、令和9年4月1日から数日程度、営業開始を遅らせることは可能でしょうか。	引継ぎや開店準備のため、令和9年4月1日から数日程度営業開始を遅らせることについては、引継ぎ・開店準備等の具体的な状況を踏まえ、事前に協議の上、決定するものとします。ただし、開店準備期間中もトイレと駐車場は開放してください。
3	委託販売について 現在の物産等における委託販売の手数料率をご教示ください。	ご質問の内容については、滋賀県道路公社では把握していません。
4	収支状況について 直近数年間の売上、部門別売上、仕入、人件費、光熱水費、その他主要経費など、可能な範囲で詳細な収支資料をご提供ください。	収支状況については、実施要領「12 参考情報」に記載のとおりです。その他の詳細な収支資料については、現在の運営者の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、提供できる資料はありません。
5	芝生広場について 芝生広場の全部または一部を、駐車場として整備・活用することは可能でしょうか。	現状、芝生広場には、美術品を展示しており、それらの取扱いについても検討が必要となります。施設全体の利用状況、安全性、関係法令、契約期間満了後の取扱い、その他施設管理上の課題等を踏まえ、滋賀県道路公社との協議等を経た上で検討することとします。
6	芝生広場の改修・整備費用について 芝生広場を新たに改修・整備する場合、その費用は運営者負担となりますか。	芝生広場を新たに改修・整備する場合の費用負担については、改修・整備の内容や目的、管理区分、契約期間満了後の取扱い等を踏まえ、協議の上、決定するものとします。
7	繁忙期の警備員について 土日祝日・大型連休等の繁忙期に、駐車場整理等の警備員配置は必須でしょうか。必須の場合は、配置基準もご教示ください。	警備員の配置は必須ではなく、配置基準は定めていません。駐車場の混雑状況や利用者の安全確保、周辺道路への影響等を踏まえ、運営者において適切に対処してください。
8	来場者・利用者の調査について 来場者の居住地域、属性、利用目的等が分かる調査資料があれば、ご提供ください。	ご質問の内容について、滋賀県道路公社では調査を実施していませんので、ご提供できる資料はありません。
9	湖岸・ピア(栈橋)について 湖岸部分及びピア(栈橋)の管轄先をご教示ください。また、船を利用した団体客誘致等で連携する場合の連絡・相談先もご教示ください。	湖岸部分については、滋賀県の管轄となっており、栈橋は民間事業者が滋賀県の許可を得て占用している物件です。また、船を利用した団体客誘致等で連携する場合は、当該民間事業者へお問い合わせください。
10	スタッフ体制・人件費について 現在の部門別スタッフ数、雇用形態、勤務時間、シフト・配置人数をご教示ください。また、給与・時給・賞与・各種手当・社会保険料等の人件費についても、可能な範囲でご教示ください。	ご質問の内容については、滋賀県道路公社では把握していません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

11	納税証明書について 当社は津市内に営業所を新設予定のため、津市での納税実績がありません。この場合、本店所在地の納税証明書、国税の納税証明書、登記事項証明書、営業所の開設を確認できる書類等で代用可能でしょうか。	「実施要領5(9)」に記載のとおり、本店所在地の都道府県税および市町村税に未納がないことを証明する書類、ならびに国税の納税証明書をご提出ください。
12	現在のレジ、冷蔵庫、厨房機器、什器・備品等で、継続使用できるものをご教示ください。	レストラン、売店、直売所部分におけるレジ、冷蔵庫、厨房機器、什器・備品等については、現在の運営者の所有物であり、原則として継続使用できるものではありません。
13	施設改修工事における協議について 施設改修工事について、令和8年度中に天井改修工事および仮店舗設置に係る実施設計を発注予定であり、工事内容については公社と契約予定者との協議により定める旨の記載があります。基本設計・実施設計の検討・決定にあたり、契約予定者が協議・検討に参加することは可能でしょうか。また、契約予定者との協議において、想定されている協議事項や協議の時期・進め方について、現時点での想定をご教示ください。	企画提案は、仕様書に記載の予定条件を前提として募集します。ただし、今後の設計・調査結果等により、改修工事の内容、仮店舗の設置の有無、工事工程等が変更となる場合があります。 契約予定者決定後、実施設計および工事計画の具体化に合わせて、仮店舗の利用方法や必要な設備等について、契約予定者から意見等を聴取し、協議することを想定しています。協議は、実施設計の進捗に応じて必要な時期に実施する予定です。 なお、現時点では、令和9年12月から令和10年4月までの5か月間を工事期間として予定しています。
14	仮店舗の用途・設備について 改修工事期間中に使用する仮店舗(約200㎡)について、事務所、バックヤード、売場等の用途ごとの想定面積や配置、必要となる機能・設備等について、現時点での想定をご教示ください。	用途ごとの想定面積や配置、必要となる機能・設備等については、現在実施設計において検討中です。
15	仮店舗における営業について 改修工事期間中の仮店舗における営業について、営業時間、販売品目、営業形態等に関する制約や取り決め等が現時点で設定されている場合は、その内容をご教示ください。 また、仮店舗への移転期間中においても、現状と同程度の営業継続が求められるのかについてもご教示ください。	仮店舗における営業について、現時点では具体的な制約や取り決め等はありません。また、仮店舗での営業は、改修工事による利用者および運営者への影響を緩和する目的で検討しているものであり、運営者が可能な範囲で継続していただくことを想定しています。
16	仮店舗の設備整備範囲について 仮店舗の電気設備および空調設備については、公社負担により整備されることですが、現時点で想定されている設備内容(電気容量、空調、給排水設備等)および整備範囲をご教示ください。	電気容量、空調能力、給排水設備等の具体的な仕様・容量については、今後、実施する実施設計において検討・決定する予定です。応募時点では、具体的な数値を前提とせず、実施設計および協議により決定するものとして提案してください。
17	仮店舗の工事完了後の取扱いについて 改修工事期間中に使用する仮店舗(約200㎡)について、工事完了後は撤去する予定でしょうか。 また、工事完了後に当該仮店舗をバックヤード等として継続利用することは可能でしょうか。可能な場合、利用にあたって必要となる手続き、改修費・維持管理費等の費用負担についてご教示ください。	仮店舗については、現時点では、直売所の天井改修工事完了後に撤去することを基本として想定しています。このため、工事完了後の継続利用を前提としていません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

18	改修期間中の施設使用範囲について 施設改修期間中における現施設の使用可能範囲・使用不可範囲について、現時点での想定をご教示ください。 また、改修期間中に使用可能な事務所等と仮店舗を連結して利用することは可能でしょうか。可能な場合、必要となる設備・工事および費用負担の考え方についてもご教示ください。	改修工事期間中は、直売所部分は使用できませんが、それ以外の施設については、工事への影響や安全確保を前提に、原則として営業・利用を継続する予定です。 仮店舗と既存施設の連結利用については、工事計画等を踏まえ、滋賀県道路公社と運営者で協議の上、決定します。 なお、運営者独自の営業上必要となる設備・工事等については、原則として運営者の負担とします。
19	既存什器・冷蔵ケース等の取扱いについて 施設改修工事に伴う既存什器・冷蔵ケース等について、移設・保管の場所、移設・保管に係る費用負担、および移転・再移転等の回数・想定期間について、現時点での想定をご教示ください。	現時点では、具体的な移設・保管方法等は未定です。なお、移設・保管に係る費用については、原則として運営者の負担とします。
20	仮店舗設置予定地の支障物について 仮店舗設置予定地周辺にあるモニュメント等の既存工作物・支障物について、移設・撤去・保全等の対応方針および費用負担について、現時点での想定をご教示ください。	現時点では、具体的な対応内容や費用負担は未定です。なお、運営者が提案する独自施設・設備等の設置に伴う移設・撤去等は、原則として運営者の負担とします。
21	年間家賃1,800万円について 年間家賃1,800万円について、現在の運営においても同額の家賃が設定・徴収されているのでしょうか。 また、年間家賃1,800万円の設定根拠(算定方法、対象となる施設・面積、過去の実績等)について、可能な範囲でご教示ください。	「年間家賃」は本公募に定めていないため、実施要領「3 予定営業料」に定める「固定営業料」について回答します。 固定営業料は、施設の維持管理費等をもとに算出しており、年額18,000,000円(消費税および地方消費税を含む)としています。なお、現在の運営における営業料等については、現行契約に基づくものであり、本公募の予定営業料とは別のものです。
22	現行運営における変動営業料について 現在の運営においても、売上高に応じた変動営業料を導入されているのでしょうか。 導入されている場合は、現在の料率・算定方法および直近の実績額について可能な範囲でご教示ください。	現在の運営においては、売上高に応じた変動営業料は導入していません。
23	変動営業料1%の算定対象について 変動営業料について、仕様書等に記載されている「1%以上」は、農産物等の生産者に支払う販売代金・委託販売手数料等を除いた、運営者の店舗売上を算定基礎とするとの認識でよろしいでしょうか。 また、変動営業料の算定対象となる売上・算定対象外となる売上について、具体的な区分・考え方をご教示ください。 併せて、直売所における委託販売、仕入販売、レストラン、テイクアウト、イベント、その他の付帯事業等について、それぞれ変動営業料の算定対象となるかをご教示ください。	変動営業料の算定対象となる売上額については、契約書(案)第7条第3項において、「本施設における物品販売、飲食の提供その他本施設の運営により乙が売り上げた総額」から消費税および地方消費税相当額を除いた額と定めています。 このため、生産者への支払額、委託販売手数料、仕入原価その他の経費等を売上額から控除するものではありません。 また、委託販売、仕入販売、レストラン、テイクアウト、イベント等についても、本施設の運営により売り上げた額は、原則として算定対象となります。なお、具体的な売上区分について疑義が生じた場合は、契約書(案)第7条第3項の規定に基づき、個別に協議するものとします。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

24	変動営業料の料率設定について 変動営業料について売上高に応じて複数の料率を設定するなど、売上規模に応じた段階的な料率設定を提案することは可能でしょうか。	売上規模等に応じて複数の料率を設定することは認めません。1%以上の一律の営業料率を提案するものとします。
25	売上実績の内訳について 直近年度の売上額5億円以上について、可能な範囲で、売上区分別の内訳をご教示ください。 (例：農産物直売、土産品等の物販、レストラン(店内飲食・テイクアウト等)、その他付帯事業) また、各区分について、過去3年間の年度別売上額および構成比をご教示いただくとともに、可能であれば月別の売上推移についてもご教示ください。	過去3年間の売上実績については、実施要領「12(2)過去の売上額(消費税抜)およびレジ・券売機通過者数」に記載のとおりです。 売上区分別の内訳や月別の売上推移等については、現在の運営者の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、提供できる資料はありません。
26	清掃業務および清掃費について 現況の清掃費約150万円について、対象となる施設・場所、清掃頻度、清掃内容および費用内訳について、可能な範囲でご教示ください。また、駐車場について、清掃頻度、清掃内容および清掃費の取扱いについてもご教示ください。	清掃場所は、1階ホール、2階休憩施設、光彩、屋内外トイレ等です。清掃頻度は場所や内容により異なりますが、毎日、1ヶ月に1回、2ヶ月に1回等実施しています。清掃内容は日常的な床や壁面の清掃、定期的な窓ガラスの清掃等です。なお、駐車場については、毎日日常的な清掃を行っています。
27	草刈り・植栽管理について 草刈り・剪定等の植栽管理について、現在の実施者、実施頻度、対象範囲および費用負担についてご教示ください。また、運営者が現行の実施回数・頻度を上回って実施する場合の費用負担および実施に係る手続き等についてもご教示ください。	植栽管理については、滋賀県道路公社が委託した事業者が、道の駅区域全域を対象に、高木剪定・寄植剪定を年1回、芝刈(草刈)を年3回実施しています。費用は当公社が負担しています。 なお、今回の公募では運営者に植栽管理を求めていませんが、現行の実施回数・頻度を上回って実施する場合の費用は、運営者の負担とします。
28	営業時間の変更について 営業時間について、運営者から変更を提案することは可能でしょうか。可能な場合、条例その他の規定上の制約の有無、および変更にあたって必要となる協議・承認等の手続きについてご教示ください。	営業時間については、仕様書のとおり9時00分から17時00分を基本としますが、両者協議の上、変更することができます。ただし、変更にあたっては、滋賀県道路公社の施設管理上の判断を優先するものとします。
29	公社と運営者との定期協議について 公社と運営者との定期的な協議について、開催頻度、主な協議事項等の実施状況をご教示ください。また、過去の協議を通じて実施された施設運営上の改善・変更等について、可能な範囲で具体的な事例をご教示ください。	現時点では、定期協議の開催頻度を定めておらず、施設運営上必要な事項については、適宜、滋賀県道路公社と運営者で協議することを想定しています。
30	機械警備業務および光熱費等の負担について 光熱費等の按分・負担に関する項目として機械警備業務が挙げられていますが、機械警備業務の具体的な内容・種類および現在の契約・運用状況についてご教示ください。また、過去の実績額について、可能な範囲でご教示ください。	機械警備業務の内容としては、火災・盗難の異常感知、事故確知時における関係先への通報・連絡、警備実施事項の報告です。警備保障会社と毎年度契約しています。 令和7年度の実績額は、月額35,200円(税込)で、この額に負担割合を乗じた額を運営者に負担いただきました。 なお、令和9年度以降は、警備保障会社との契約額が変更となる可能性があります。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

31	修繕費の負担基準について 「施設・設備および貸与備品の適正管理」において、運営者負担とされている1件50万円以下の修繕費について、この金額は税込・税抜のいずれを基準とするのかご教示ください。また、1件あたりの修繕費の判定方法について、関連する規定等があれば併せてご教示ください。	1件50万円以下の金額については、税込金額を基準とします。 なお、判定方法に関する規定等はありませんが、1件の修繕に要する費用を基準とします。
32	公社支給の消耗品について 日常的維持管理において公社から支給される消耗品について、対象となる品目、支給方法および支給数量・頻度等の考え方をご教示ください。	現時点では、品目については、共用管理区域および公社管理区域における電球やトイレトーパー、トイレの手洗い用の石鹸等を想定しています。支給数量や頻度については、一律には定めておらず、施設管理上必要な範囲で支給するものとします。
33	保険加入状況について 防火体制や事故等に伴う損害賠償について、現在、公社または現運営者において加入している保険等があれば、その種類、補償対象、補償範囲および費用負担等について、可能な範囲でご教示ください。また、次期運営者に加入が求められる保険等があれば、併せてご教示ください。	滋賀県道路公社では、道路施設としての賠償責任保険、道の駅施設としての賠償責任保険および火災保険に加入しています。 なお、次期運営者においては、施設の運営内容・営業形態等を踏まえ、必要な保険への加入を検討してください。
34	栈橋・チケット売場等の景観について 栈橋やチケット売場等について、米プラザのレストランやテラス等からの景観への影響について、公社として現在どのように認識されているかご教示ください。また、これまでに現状確認、所有者・管理者への照会、改善に関する申し入れ、協議等を行ったことがあれば、その内容および現在の状況についてご教示ください。	栈橋・チケット売場等の景観について、滋賀県道路公社としては、所有者・管理者に対して改善等の申し入れがただちに必要状況とは認識していません。また、これまで、所有者・管理者等との協議等は行っていません。
35	栈橋の維持・更新等について 栈橋の所有者・管理者、ならびに再塗装、補修、美化、更新等に関する方針・計画について、公社が把握されている内容をご教示ください。また、今後の使用予定がない場合や、必要な乗船機能を別の施設で確保できる場合等に、部分撤去または撤去を検討することが可能かについて、既に確認・協議されている事項があればご教示ください。	栈橋は民間事業者が滋賀県の許可を得て占有している物件です。補修、更新等に関する方針・計画について、滋賀県道路公社として把握していることはありません。 また、部分撤去や撤去について、所有者・管理者と確認・協議を行った事項はありません。
36	栈橋等の美化・活用に関する協議について 次期運営者が、米プラザ周辺の景観改善等を目的として、栈橋等の美化・改修・活用を希望する場合、公社としてどのような進め方を想定されているかご教示ください。公社から所有者・管理者への改善申し入れ、公社を交えた協議の場の設定、適切な相談先の紹介等、公社が関与・協力できる範囲および相談・調整の手順についてご教示ください。 また、現時点で方針が定まっていない場合は、今後どの関係者と、どのような事項について確認・協議する必要があると考えられているかご教示ください。	栈橋等は民間事業者が滋賀県の許可を得て占有している物件です。栈橋等を活用した景観改善、観光振興等については、運営者において当該民間事業者へお問い合わせください。なお、現時点では、具体的な協議等は予定していません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

37	棧橋・チケット売場等の改修・再利用について 棧橋やチケット売場等について、次期運営者の負担により改修・美化等を行い、施設として継続的に活用することは可能でしょうか。可能な場合、所有者・管理者との協議や必要な許可・手続き、費用負担等についてご教示ください。	棧橋・チケット売場等は滋賀県道路公社の所有・管理ではないため、お答えいたしかねます。
38	航路廃止後の既存設備・看板等の取扱いについて 航路の廃止等に伴い、現在使用されていない看板、案内表示、チケット売場その他の設備・工作物等が残存している場合、それらの撤去・移設・更新等について、今後どのように取り扱う予定でしょうか。また、これらの設備等について、所有者・管理者および撤去・移設等の実施主体、費用負担の考え方についてご教示ください。次期運営者が施設の景観改善や有効活用等の観点から、不要となった設備・看板等の撤去を希望する場合、運営者側で撤去等を行うことは可能でしょうか。可能な場合、必要となる協議・許可等の手続きについてもご教示ください。	棧橋・チケット売場等の設備・工作物等について撤去・移設・更新等の必要を生じた場合は、所有者・管理者が適切に対応されるものと認識しており、運営者が独自で撤去等を行うことはできません。
39	コミュニティルームの利用実績について コミュニティルームについて、直近3年間の利用実績について、可能な範囲で以下の内容をご教示ください。①年間利用件数 ②利用者数 ③利用目的・用途 ④利用料収入 ⑤その他、把握されている利用状況	光彩の利用実績は以下のとおりです。 ①令和5年度：266件、令和6年度：216件、令和7年度：259件 ②把握していません ③会議、カルチャースクール、食事など ④令和5年度：823千円、令和6年度：628千円、令和7年度：884千円 なお、「薫風」については、現運営者が管理・運営しているため、滋賀県道路公社では利用実績を把握していません。
40	コミュニティルームの用途について コミュニティルームについて、現行の用途以外に、スタッフ休憩室等の施設運営上必要となる用途や、レンタルスペース等として活用することは可能でしょうか。活用可能な場合、用途変更等に係る手続き・条件についてご教示ください。	コミュニティルームについては、現行の用途に限定するものではなく、施設の設置目的および全体の運営方針に沿った新たな用途・活用方法を提案することが可能です。 ただし、現行の利用方法と異なる利用を行う場合は、安全性、他の利用者への影響、関係法令、施設管理上の条件等を確認の上、滋賀県道路公社と協議して決定するものとします。
41	コミュニティルーム「薫風」の新たな運営について コミュニティルーム「薫風」について、現行の利用方法に加えて、新たな運営方法・活用方法を提案することは可能でしょうか。また、用途や運営方法の変更を行う場合に必要となる手続き・条件等があればご教示ください。	コミュニティルーム「薫風」についても、現行の利用方法に加えて、施設の設置目的および施設全体の運営方針に沿った新たな活用方法を提案することが可能です。 具体的な運営方法については、提案内容を踏まえ、滋賀県道路公社と協議の上決定するものとします。
42	芝生広場の利用条件について 芝生広場の有効活用について、現在はバーベキューが禁止されていることですが、火気を使用するイベント・飲食営業等について、使用可能な範囲および条件をご教示ください。また、キッチンカーの乗り入れ・営業について、可否および必要な手続き・条件等をご教示ください。	火気を使用するイベント、飲食営業、キッチンカーによる営業等については、利用内容に応じて関係法令に基づく手続き・許可等が必要となる場合があります。具体的な利用条件や火気使用の可否、キッチンカーの営業条件等については、利用内容を確認の上、滋賀県道路公社と協議して決定するものとします。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

43	芝生広場でのイベント開催について 芝生広場においてイベント等を開催することは可能でしょうか。可能な場合、開催にあたって必要となる申請・許可・協議等の手続き、使用料、利用時間、利用可能な設備・電源等についてご教示ください。	芝生広場を活用したイベント等を企画・提案することは可能です。「仕様書2(4)」のとおり、レストラン、売店、直売所以外で営業を行う場合は、内容、規模、開催時間、使用設備等に応じて、滋賀県道路公社と協議の上で決定するものとします。また、内容によっては、関係法令に基づく許可・届出等が必要となる場合があります。
44	過去のイベント実績について イベント・賑わい創出について、直近3年間に施設内で実施された主なイベントについて、可能な範囲で、イベント名称、開催時期、開催場所、規模(来場者数等)、開催頻度および実施主体をご教示ください。	現運営者が主催するイベントとして、毎年6月に周年祭、10月に収穫祭を開催されています。また、地元自治会が主催する12月のヨシ狩り、3月の祭りについても、毎年協力しています。その他、不定期のイベントとして、令和7年11月に国・県が主催するイベントが開催されています。
45	イベント開催時の制限について 施設内でイベントを開催する際、近隣環境、騒音、交通、営業時間等を踏まえた規模・内容・開催時間等の制限はありますでしょうか。制限がある場合、その内容およびイベント開催にあたって必要となる協議・手続き等についてご教示ください。	イベントの開催について、現時点で一律に規模・内容等を制限する基準は定めていません。具体的なイベントの内容等に応じて、必要な協議・手続き等を行うものとします。
46	直売所の販売方式について 直売所における農産物等の販売について、現在の販売方式(委託販売・買取・その他)および方式別の販売割合をご教示ください。	ご質問の内容については、滋賀県道路公社では把握していません。
47	農産物の販売手数料について 農産物の委託販売等に係る生産者への販売手数料について、現行の手数料率およびその設定方法をご教示ください。また、手数料率について、条例・規程等による定めがあるのか、運営者と生産者との契約等により定められているのかについてもご教示ください。	現行の手数料率およびその設定方法については、滋賀県道路公社では把握していません。また、手数料率について、当公社の規程等による定めはありません。
48	道路情報・気象情報等の提供について 道路情報・気象情報等の提供について、現在の情報収集方法、提供方法および使用している設備・システム等についてご教示ください。また、これらの情報提供業務について、現運営者に求められている具体的な業務内容があれば、併せてご教示ください。	現在は、案内所配備員が情報端末を用いて、各種情報を収集し、問い合わせ等に対応しています。現在使用している機器・システム等については、現運営者の運営方法によるものであり、本公募において特定の方法・システムを指定するものではありません。次期運営者において、関係機関等から必要な道路情報・気象情報等を収集し、利用者に適切に提供できる体制を構築してください。
49	廃棄物集積場について 廃棄物集積場について、現状の設備・運用方法および分別区分をご教示ください。また、資源物、可燃ごみ、生ごみ等について、分別区分の変更・拡充や集積場所の改善を提案することは可能でしょうか。可能な場合、必要となる協議・手続きおよび費用負担についてもご教示ください。	現在、廃棄物はペットボトル、プラスチック、一般、不燃物、缶・瓶、段ボール・紙に分別し、3棟に集積しています。分別区分の変更・拡充や集積場所の改善について、具体的な提案がある場合は、滋賀県道路公社と協議することが可能です。必要となる設備改修等の費用については、その内容および原因等を踏まえて、協議の上、決定するものとします。
50	現在の人員配置について 現在の運営体制について、可能な範囲で、職種・業務区分ごとの人員配置、雇用形態および通常時・繁忙期等の人員体制をご教示ください。	ご質問の内容については、滋賀県道路公社では把握していません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

51	既存設備・什器・備品等の引継ぎ・原状回復について 運営者変更に伴う既存設備・什器・備品等の取扱いについて、以下をご教示ください。 ① 公社所有の設備・什器・備品のうち、次期運営者が引き続き使用可能なもの ② 現運営者が設置・取得した冷蔵庫、冷凍庫、ロッカー等の設備・什器・備品のうち、次期運営者へ引継ぎ可能なもの ③ 現運営者による撤去・原状回復が必要となる範囲 ④ 次期運営者が引き続き使用する場合の手続き・条件 ⑤ 撤去・移設・引継ぎ等に係る費用負担について、現時点での考え方をご教示ください。	①公社管理区域である1階ホール、2階休憩施設の備品等、運営者管理区域である光彩および控室の備品等は引き続き使用可能です。 ②現運営者の所有物は、原則として引継ぎできません。 ③レストラン、売店、直売所、薫風、乗務員休憩室になります。 ④引継ぎの手続き・条件は、現運営者との調整が必要なため、現時点では未定です。なお、引継ぎをされた場合には、適正に引継ぎをされた旨の報告をしてください。 ⑤原則として運営者が負担するものと考えます。
52	現運営者の雇用・引継ぎについて 運営者が変更となった場合、現運営者の従業員について、次期運営者による雇用継続等は認められるでしょうか。また、現運営者から次期運営者への人員・業務等の引継ぎについて、仕様書・契約等において義務付けられている事項があればご教示ください。	次期運営者における人員配置、雇用形態等については、次期運営者の事業計画および運営方針に基づき決定するものとします。現運営者からの人員・業務等の引継ぎについて、特段の義務付けはありません。
53	販売価格等の事前報告について 販売価格等の事前報告について契約書案第6条に「販売品の価格等を事前に報告」とありますが、報告が必要となる対象および内容について、具体的にご教示ください。全商品・全品目の販売価格について報告が必要となるのか、また、商品追加・価格変更等が発生した場合、その都度報告が必要となるのかについてもご教示ください。	契約書案第6条に規定する「サービス、商品等の具体的な手法および販売価格等」については、本施設において提供・販売する商品・サービスの内容および価格設定について、基本的な考え方を含め、事前に報告いただくことを想定しています。商品追加・価格変更等についても原則として事前に報告いただくことを想定していますが、個々の商品について逐一承認を受けることを求めるものではありません。ただし、本施設の公共性を踏まえ、著しく不相当と認められる場合は、契約書案第6条に基づき、甲乙協議することとします。
54	朝市の実施状況について 運営・管理業務仕様書16「その他」(2)に「毎週開催される朝市の円滑な開催」とありますが、現在の朝市の開催状況についてご教示ください。現在も開催されている場合は、開催頻度、開催時間、出店者数、取扱商品、来場者数、売上規模等、可能な範囲で実績をご教示ください。また、現在開催されていない場合は、次期運営において想定されている朝市の規模、内容、開催頻度等についてご教示ください。	・開催頻度：毎週日曜日 ・開催時間：午前8時～午後2時(最大) ・出店者数：10店前後 ・取扱商品(季節により異なる)、来場者数、売上規模については把握していません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

55	湖畔の植栽・草木の管理範囲について 施設敷地内の湖畔部分について、草木・植栽等の管理は指定管理者の管理範囲に含まれるでしょうか。管理範囲に含まれる場合、対象範囲、管理内容、実施頻度および費用負担についてご教示ください。一方、指定管理者の管理範囲に含まれない場合は、現在、どの主体が管理を行っているのか、また、草刈り・除草・剪定・整地等について、それぞれの実施頻度をご教示ください。また、次期運営者が湖畔部分の美観・利用環境の向上を目的として、現在の管理頻度を上回る草刈り・除草・整地等を実施することは可能でしょうか。可能な場合、必要となる協議・許可等の手続き、実施範囲および費用負担についてご教示ください。	本公募で募集している運営者は地方自治法第244条の2に基づく「指定管理者」ではありません。 道の駅区域内における草木・植栽等の管理は滋賀県道路公社が行っており、本公募では、運営者に道の駅区域内の草木・植栽管理を求めています。実施頻度は、高木剪定・寄植剪定は年1回、芝刈(草刈)は年3回です。 なお、次期運営者が現在の管理頻度を上回る草刈等を提案・実施することは可能ですが、その場合は滋賀県道路公社に協議することとし、費用は運営者の負担となります。
56	湖畔の事業活用について 湖畔部分について、イベント等の事業活動に利用することは可能でしょうか。可能な場合、利用可能な範囲、利用条件、必要となる許可・協議等の手続きおよび使用料等についてご教示ください。また、イベント等の事業活用にあたり、除草、整地、清掃等の事前準備が必要となる場合、それぞれの実施主体および費用負担についてご教示ください。併せて、次期運営者が必要に応じてこれらの作業を実施することが可能か、可能な場合の条件・手続きについてご教示ください。	「03 道の駅全体図」でお示ししている道の駅区域内であれば、イベント等の事業活動に利用可能ですが、事前に滋賀県道路公社と協議してください。 なお、イベント等に伴う除草、整地、清掃等に係る実施主体および費用は、運営者の負担とします。 道の駅区域外については、当該区域の管理者にご相談ください。
57	追加資料の添付について 提出書類について、指定様式による提出書類に加えて、提案内容を補足する任意様式の資料(図面、参考資料、補足説明資料等)を添付することは可能でしょうか。可能な場合、添付資料の枚数・容量・形式等について制限があればご教示ください。	企画提案書として提出する場合は可能としますが、企画提案書とは別葉での提出は認めません。「実施要領5(2)」のとおり提出してください。
58	財務諸表の提出範囲について 提出する財務諸表について、必要となる書類の種類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書等)および対象となる決算年度数について、具体的にご教示ください。	「実施要領5(10)」に記載のとおりです。
59	KPI・評価指標について 仕様書5「業務水準(KPI・評価指標)」に記載されている「年間来場者数の維持・増加」「地元産品比率」「リピート率」等の各指標について、現時点で設定されている基準値・目標値・算定方法等があればご教示ください。 また、顧客満足度やリピート率について、現在実施している調査・把握方法、直近の実績値等があれば、可能な範囲でご教示ください。	仕様書に記載するKPI・評価指標は、運営状況を把握し、運営者との協議を通じた業務改善や施設運営の向上に活用するための参考指標です。 現時点では、一律の達成義務となる目標値は設定しておらず、その達成自体を運営者に義務付けるものではありません。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

60	現在の来場者数・利用状況について 直近3年間における来場者数について、可能な範囲で年間・月別の推移をご教示ください。 また、来場者の属性(県内・県外、個人・団体等)について把握されている情報があれば、併せてご教示ください。	来場者数については、以下のとおりです。 来場者の属性については、把握していません。 <table><tr><td></td><td>令和5年</td><td>令和6年</td><td>令和7年</td></tr><tr><td>1月</td><td>19,002人</td><td>29,523人</td><td>34,442人</td></tr><tr><td>2月</td><td>29,552人</td><td>35,475人</td><td>32,051人</td></tr><tr><td>3月</td><td>40,181人</td><td>41,378人</td><td>48,987人</td></tr><tr><td>4月</td><td>42,214人</td><td>35,305人</td><td>43,641人</td></tr><tr><td>5月</td><td>53,144人</td><td>57,424人</td><td>50,067人</td></tr><tr><td>6月</td><td>40,812人</td><td>43,607人</td><td>44,936人</td></tr><tr><td>7月</td><td>41,173人</td><td>44,909人</td><td>47,137人</td></tr><tr><td>8月</td><td>53,674人</td><td>66,290人</td><td>65,493人</td></tr><tr><td>9月</td><td>48,030人</td><td>55,545人</td><td>51,048人</td></tr><tr><td>10月</td><td>48,536人</td><td>51,707人</td><td>50,436人</td></tr><tr><td>11月</td><td>47,375人</td><td>54,981人</td><td>56,581人</td></tr><tr><td>12月</td><td>35,420人</td><td>38,274人</td><td>37,396人</td></tr><tr><td>合計</td><td>499,113人</td><td>554,418人</td><td>562,215人</td></tr></table>		令和5年	令和6年	令和7年	1月	19,002人	29,523人	34,442人	2月	29,552人	35,475人	32,051人	3月	40,181人	41,378人	48,987人	4月	42,214人	35,305人	43,641人	5月	53,144人	57,424人	50,067人	6月	40,812人	43,607人	44,936人	7月	41,173人	44,909人	47,137人	8月	53,674人	66,290人	65,493人	9月	48,030人	55,545人	51,048人	10月	48,536人	51,707人	50,436人	11月	47,375人	54,981人	56,581人	12月	35,420人	38,274人	37,396人	合計	499,113人	554,418人	562,215人
	令和5年	令和6年	令和7年																																																							
1月	19,002人	29,523人	34,442人																																																							
2月	29,552人	35,475人	32,051人																																																							
3月	40,181人	41,378人	48,987人																																																							
4月	42,214人	35,305人	43,641人																																																							
5月	53,144人	57,424人	50,067人																																																							
6月	40,812人	43,607人	44,936人																																																							
7月	41,173人	44,909人	47,137人																																																							
8月	53,674人	66,290人	65,493人																																																							
9月	48,030人	55,545人	51,048人																																																							
10月	48,536人	51,707人	50,436人																																																							
11月	47,375人	54,981人	56,581人																																																							
12月	35,420人	38,274人	37,396人																																																							
合計	499,113人	554,418人	562,215人																																																							
61	駐車場の利用状況について 駐車場について、駐車台数および直近3年間の利用状況について、可能な範囲でご教示ください。 また、ピーク時の混雑状況や駐車場利用に関して現在課題として認識されている事項があれば、ご教示ください。	駐車場の利用状況について、滋賀県道路公社が把握しているデータ等はありません。																																																								
62	将来構想検討委員会について 米プラザに関する「将来構想検討委員会」について、現在までの検討状況、検討された主な事項および今後の検討スケジュールについて、可能な範囲でご教示ください。また、今回の次期運営者の提案において、将来構想検討委員会での検討内容を踏まえる必要がある事項や、今後の施設整備・運営等について、発注者として想定・期待されている方向性があればご教示ください。なお、現時点で具体的な方針が確定していない場合は、次期運営者の提案において、将来構想との整合を図るうえで留意すべき事項についてご教示ください。	「(仮称)道の駅びわ湖大橋米プラザ」将来構想検討委員会は、現時点では設置しておらず、今後設置を予定しています。このため、現時点で委員会の提案・検討結果としてお示しできるものではありません。 仕様書16(5)は、今後、令和14年度以降の道の駅の運営方針について提案・検討結果が示された場合に、今回の契約期間内において準備等が必要となることを想定し、あらかじめ記載したものです。																																																								

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

63	現在の運営上の課題について 発注者として、現在の米プラザの運営・施設利用等において、特に課題と認識されている事項について、可能な範囲でご教示ください。また、次期運営者に対して、特に改善・強化を期待されている事項があれば、併せてご教示ください。	審査対象となる提案内容に関する事項であるため、個別の事項についてはお答えいたしかねます。 実施要領および現地説明会で示した「期待する提案」を踏まえ、積極的に御検討ください。
64	継続・発展を期待する事項について 現在の米プラザの運営・サービス等について、発注者として今後も継続・維持・発展させることが望ましいと考えている事項があれば、ご教示ください。	審査対象となる提案内容に関する事項であるため、個別の事項についてはお答えいたしかねます。 実施要領および現地説明会で示した「期待する提案」を踏まえ、積極的に御検討ください。
65	地域・関係機関との連携について 米プラザの運営において、現在、自治体、地域団体、農業者、観光事業者等と実施している連携事業・取組等があれば、その内容および実施状況についてご教示ください。また、次期運営者に対して、地域との連携について期待されている事項があれば、ご教示ください。	現時点において、朝市を通じて地元生産者やびわ湖大津観光協会と関係を構築しています。 なお、次期運営者に対する期待事項については、審査対象となる提案内容に関する事項であるため、お答えいたしかねます。 実施要領および現地説明会で示した「期待する提案」を踏まえ、積極的に御検討ください。
66	施設の面積差異について 仕様書2.(2)と仕様書8別添図面において、一部施設の面積に以下の差異があります。 ・コミュニティルーム：仕様書338.57㎡/別添図面388.49㎡(薫風168.30㎡+光彩220.19㎡)(差49.92㎡) ・屋内トイレ：仕様書201.46㎡/別添図面174.90㎡(2Fトイレ記載なし)(差26.56㎡) 面積差異が生じている理由と、差異により管理業務等の費用負担について影響が発生するのかご教示ください。	仕様書の別添図面には、2階のトイレの面積が含まれていましたので、修正します。なお、「仕様書2(2)主要施設」のコミュニティルームの面積には別添図面で研修控室と示されている面積は含んでいません。 屋内トイレについても、別添図面には屋内トイレが含まれていませんので、修正します。 なお、修正により費用負担に影響が発生するものではありません。
67	案内業務の資機材について 「案内業務に必要な資機材の確保・保守は運営者が行うこと」と明記されていますが、ここでいう「必要な資機材」とは具体的にどのような物を想定されているかご教示ください。	「案内業務に必要な資機材」とは、利用者への案内、問い合わせ対応、道路・気象情報等の提供、外国人観光客への対応等に必要となる、案内・情報提供用の機器、備品等を想定しています。 このため、運営者が実施・企画する案内業務の内容に応じて、必要なものを確保・保守することを想定しています。
68	施設管理対象の拡大と費用負担について 「建物・屋外トイレ」や「駐車場および芝生広場」、また「コミュニティルーム(光彩・薫風)の施設維持管理等」が運営者管理範囲とされています。これらのエリアに関する具体的な管理内容(植栽管理・清掃・修繕などの範囲までが管理範囲になるのか)、当該業務に係る費用負担の考え方(運営者負担か等)についてご教示ください。	運営者管理区域については、善良な管理者の注意をもって適正に管理してください。供用管理区域および公社管理区域については、日常的な目視点検、異常の確認、軽微な清掃等日常的維持管理を想定しています。 費用負担については、仕様書8に定めるとおりです。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

69	廃棄物の適正管理および不法投棄物の取り扱いについて 「令和10年度以降においては、道の駅施設から発生する全ての廃棄物について、運営者が処分事業者と契約を締結し、適切に処分すること」とあります。運営者と処分事業者との直接契約へ切り替えるにあたり、処分事業者の選定方法(入札等のルール)や処分事業者との現契約内容(処理費用や頻度など)を支障のない範囲で開示いただくことは可能でしょうか。 また、令和10年度以降の全域廃棄物処分において、道路利用者等第三者による不法投棄物(粗大ゴミ・危険物・放置車両等、通常業務から発生しない廃棄物)の処分費用の負担および法令上の処理責任についても、運営者となるのでしょうか。	処分事業者の選定方法、契約条件、処理費用等については、運営者が関係法令を遵守したうえで適切に設定するものとします。滋賀県道路公社から特定の処分事業者を指定するものではありません。 現契約では、一般廃棄物については、関係市の条例等に基づき分類し、毎日処理することとしています。 なお、第三者による不法投棄物についても、令和10年度以降は「道の駅施設から発生する全ての廃棄物」の処理として運営者が対応することを基本とします。 ただし、危険物、放置車両等、通常の施設運営に伴って発生する廃棄物とは性質が異なるものについては、発見時に当公社へ連絡し、対応を協議するものとします。
70	仮店舗開設に伴う法令上の許可・届出の手続き主体について 直売所の天井改修工事期間中に設置される仮店舗(プレハブ等)に関して、建築基準法上の仮設建築許可、消防法上の届出、保健所の食品衛生法に基づく営業許可等の行政手続きの申請主体(公社・運営者のどちらか)、および申請・移転等に係る費用負担についてご教示ください。	仮店舗そのものの設置に係る建築関係および消防関係などの手続きについては、滋賀県道路公社が主体となって対応することを基本とします。 一方、仮店舗における営業に伴い運営者に必要となる営業許可、届出その他の手続きについては、運営者が関係行政機関と協議のうえ、必要な手続きを行うものとします。 また、それぞれの手続きに要する費用については、各手続きの主体が負担することを基本とし、移転に係る費用は運営者が負担することとします。
71	「地元産品」の定義に基づく商品への影響について 「加工品については、滋賀県内で生産された農林水産物を主要な原材料(50%以上)として、滋賀県内で加工されたものとする」「製造品については、滋賀県内で製造されたものとする」との定義があります。この要件を満たさない加工品、製造品(県外加工・製造だが県産原料等)の取扱いもご了承いただけますでしょうか。	地元産品に該当しない加工品、製造品の取扱いを否定するものではありません。
72	共益経費の負担割合について 運営者の負担割合(按分率)について(機械警備業務:65.7%、共用施設清掃等:65.7%、空調燃料費:44.8%)、運営者管理面積の按分率の算出根拠(どのような面積基準で計算されたのか)をご教示ください。	仕様書8(5)に記載のとおり、管理区域の面積を基礎として算出しています。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

73	修繕費用の負担基準額および経年劣化等の扱いについて 「1件50万円以下の修繕費用は運営者負担」とされております。この「1件」の定義(例:同一箇所での修繕か、複数箇所の同時修繕か等)と、過去数年間で50万円以下の修繕がどの程度発生していたか、実績がございましたらご教示ください。 また、1件50万円以下の修繕が年間に多数発生した場合の「年間累計負担上限額(キャップ)」の設定予定の有無についてご教示ください。併せて、建物の経年劣化・構造上の欠陥に起因する修繕や、不可抗力(大規模災害等)による損壊修繕についても、運営者負担に含まれるのかご教示ください。	「1件」の修繕とは、一つの修繕目的・原因に対して一体として実施する修繕を基本とします。 同一箇所における複数の修繕や、同一の原因により複数箇所を同時に修繕する場合などについては、個々の工事を恣意的に分割して「1件50万円以下」とするものではなく、修繕の目的、原因、内容および実施時期等を総合的に勘案して判断します。 また、修繕実績は以下のとおりです。 令和5年度:0件、令和6年度:0件、令和7年度:1件 ただし、運営者が独自で修繕しているものは把握していません。 なお、年間の累計負担額に対する上限(キャップ)は、現時点では設定していません。 経年劣化、構造上の欠陥、不可抗力による損傷等については、個別の原因・状況を確認したうえで、滋賀県道路公社と運営者で協議します。
74	電球交換等について 「電球交換等の日常的維持管理は運営者が行う」とあります。屋内・外トイレや外回り等の照明は蛍光灯が多いようですが、高所作業を伴うような大掛かりな交換作業についても運営者側での実施となりますでしょうか。	電球交換は建物に付随している照明の交換等の軽微な作業を想定しています。高所作業装置等を必要とする高所作業など、通常の電球交換の範囲を超える作業については、作業内容および安全性を踏まえ、滋賀県道路公社と運営者で協議するものとします。
75	大規模修繕工事期間中の営業影響・調整について 今後5年間で予定されている外壁修繕工事およびエレベーター更新工事の施工にあたり、店舗・駐車場の利用制限や騒音等による営業・客足への影響が予想される場合、公社との事前協議による営業料の調整や工事日程の配慮等の対応はなされますでしょうか。	外壁修繕工事およびエレベーター更新工事については、現時点では具体的な施工範囲・工程等が確定していません。工事の実施に伴い、店舗・駐車場の利用制限、騒音等による営業への影響が見込まれる場合には、滋賀県道路公社と運営者で事前に協議し、可能な限り営業への影響を抑えるよう工程、施工方法、利用者動線等を調整します。 なお、工事に伴う具体的な対応については、工事の設計・施工計画が確定した段階で協議するものとします。
76	将来構想検討委員会の提案反映義務について 「委員会において示された提案・検討結果を尊重し、運営に反映させなければならない」とありますが、もしその提案を反映させるために多額の設備投資や大幅なオペレーション変更、運営者の収益を著しく圧迫するような費用負担が伴う場合、その費用はどのように措置(公社負担または協議等)されるのでしょうか。	委員会の提案等によって、運営者に多額の設備投資、新たな設備整備、大幅な営業形態の変更等が必要となる場合については、その内容、必要性、費用負担および実施時期等について、滋賀県道路公社と運営者で協議の上、決定するものとします。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

77	営業料の算出根拠および改修工事中の減免措置について 固定営業料の「年額 18,000,000 円」の額、および「変動営業料〈歩合制〉」は、施設規模や過去の売上実績等を考慮した場合、運営者の収支に与える影響が大きいと受け止めておりますが、年額1,800万円と設定された具体的な算出根拠をご教示ください。 また、令和9年12月～令和10年4月の直売所天井改修工事期間中、直売所面積が大幅に縮小(544.11㎡から仮店舗約200㎡)し売上減が避けられない状況となりますが、当該期間中の固定営業料について免除または減額措置を検討いただくことは可能でしょうか。	固定営業料は施設の維持管理費等をもとに算出しています。また、直売所天井改修工事期間中の固定営業料の減額・免除を行う予定はありません。
78	変動営業料の算定対象となる月額売上額について 変動営業料の算定基礎となる「月額売上額」について、物品販売・飲食の提供の他、その他本施設の運営も算定対象となっておりますが、第三者事業者からの出店料・使用料・賃料、催事等による収入が生じた場合、これらも算定対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。今後の収益事業を含めた収支計画作成の前提条件としてご教示ください。	変動営業料の算定基礎となる「月額売上額」は、契約書案第7条第3項に定めるとおり、「本施設における物品販売、飲食の提供その他本施設の運営により運営者が売り上げた総額(消費税および地方消費税相当額を除く)」とします。 第三者事業者が直接売上げを収受し、運営者の売上げに計上されないものについては、算定対象には含まれません。 ただし、出店料、使用料、賃料等、第三者から運営者が収受する収入については、施設運営に伴い運営者が得る収入として、算定対象に含めるものとします。
79	第三者事業者との連携の再委託該当性について 施設の魅力向上およびサービスの充実を目的として、第三者事業者と連携し、当該事業者による出店、テナント営業、期間催事等を実施する場合、本条に定める「再委託」に該当するのでしょうか。また、実施に必要な協議・承認等の手続きについてご教示ください。	第三者事業者との連携が「再委託」に該当するかは、具体的な事業内容等を踏まえて判断します。再委託に該当する場合は、あらかじめ滋賀県道路公社へ協議・確認してください。
80	公社都合による「業務休止」時の損害補償・営業料免除について 契約書案第19条第1項における「甲(公社)」が必要と認めたことによる業務休止」の具体的事由(想定されるケース)をご教示ください。また、公社都合による休止期間中の固定営業料の免除・減額措置、および当該休止によって事業者が生じる固定費(人件費や維持管理費等)の補償についての考え方をご教示ください。	ご質問における具体的事由としては、地震による施設の損壊や感染症の世界的な流行等を想定しています。なお、滋賀県道路公社の都合による業務休止を理由とした固定営業料の減免・免除や、休止期間中に発生する人件費・維持管理費等の補償については、契約書案第19条第3項に記載のとおりです。

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務 公募型プロポーザルに係る質問および回答

81	原状回復義務の範囲および現受託者所有の造作・什器等の取り扱いについて 現運営者が設置・所有している施設内造作・什器・設備等の取り扱い、および原状回復義務についてご教示ください。 現運営者とは別の事業者が次期契約予定者となった場合について、現契約第29条には「甲の指定する日までに乙の物件等を営業施設から撤去し、明け渡さなければならない」と明記されていますが、「甲の指定する日」とは具体的にいつになるかご教示ください。また、運営において改修・造作した部分について、すべて初期状態に戻す(スケルトンにする等)義務があるという解釈でしょうか。原状回復が求められる「原状」の定義についてご教示ください。なお、仮にスケルトン状態にする場合、数か月を要する見込みです。	ご質問いただいた内容については、本公募に関することではないため、今回の質問に対する回答としては、お答えいたしかねます。
82	工事区分の範囲について 「レストラン・売店・直売所」の店舗内設備の工事区分と、今回必要とされる工事や設備(天井・床、照明、厨房機器・設備、什器備品等)についてご教示ください。 具体的にはどこまで既存の什器・備品等を利用することができるのか、いわゆる居抜きで運営開始できるのか、もしくはスケルトンの状態から店舗設営をする必要があるのかについてご教示ください。	既存の什器、備品等は、現在の運営者の所有物であり、原則として継続使用できるものではありません。また、現在の運営者には、原状回復義務があることから、基本的にはいわゆるスケルトン状態での引き渡しを想定しています。
83	新たな施設・工作物等の設置について 施設全体の魅力向上および賑わい創出を目的として、芝生広場等に仮設または常設の施設・工作物等を設置する提案を行う場合、設置可能な区域、規模、構造等に関する制約、必要となる協議・許認可および契約終了時の取扱いについてご教示ください。併せて、現在芝生広場に設置されている彫刻モニュメントについて、移設や撤去の可能性についてもご教示ください。	施設全体の魅力向上や賑わい創出を目的として、芝生広場等に新たな施設・工作物等を設置する提案は可能です。 ただし、設置場所、規模、構造、用途等に応じて、関係法令に基づく許可・届出等が必要となる場合があるため、具体的な計画については事前に滋賀県道路公社と協議し、必要な手続きを行うものとします。 設置した施設・工作物等は、原則として運営者の負担により設置・維持管理するものとし、契約終了時の取扱いについては、設置時に滋賀県道路公社と協議の上、決定するものとします。 なお、現在設置されている彫刻モニュメントについて、現時点では移設・撤去の予定はありません。